

第35回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月25日(月) 午前9時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 委員会室
3. 出席委員(8人)

1 番	巻坂 藤博	2 番		3 番	齋藤 祐一
4 番	渡部由美子	5 番	長岡 賢市	6 番	渡部 晃子
7 番		8 番	遠藤 智行	9 番	二瓶 幸浩
10 番	安部 数幸				
4. 欠席委員 2 番 後藤 恵美子 7 番手塚 康博
5. 農業委員会事務局員 上田信幸局長 菅野邦彰局長補佐 大谷部良明主事 孫田智子主査
桐生竜也主事 鈴木慎主事補
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 報告第 94号 非農地証明交付申請の報告について
 - 日程第4 報告第 95号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 日程第5 報告第 96号 農地法第18条の規定による報告について
 - 日程第6 報告第 97号 農地法第5条第1項による許可の取り下げについて
 - 日程第7 議案第117号 農地法第5条第1項による許可申請に対する意見について

議 長

水田の作付け作業も本格化し最盛期ということで、お忙しいところ出席して頂きありがとうございます。暑かったり、寒かったりと寒暖差が激しくて、毎日、外作業をするのに、対応するのが大変と思っているところであります。

米の消費者価格も少しずつ下がってきて、少し前の新聞に載っておりましたが、備蓄米が平年の3割増しで、余剰にあるということで、今年の秋は大変な話をしていたんですが、それよりも先にまずは、これから7月に向かうのに、去年産の米を低温倉庫に入れる倉庫の争奪戦が全国で広がっているということで、各地の農協を含めて、卸さんから低温倉庫の依頼があると新聞に載っていました。心配しながら見っていますが、置賜は独自の倉庫を備えています。生産調整ではありませんが、秋田県では農家に対して、主食用米から飼料用米に切り替えてくれるように経済連から異例の通知があったようで、それでないと今年の秋の価格が下がってしまうという話が出ていまして、全国的に平年並みがありますが、需給のバランスを考えると多いと市場原理で安くなると、なかなか全体的な数の把握をしていないと難しいと農林水産大臣も話をしていました。今年はかなり細かい場所まで、数量の報告義務付けられるので、分かって来るのでないか、数量に関しても、大規模農家も含めて、今まで普及所に頼んでた部分でなくて、独自でデータを集めて、その収集を図っていきたくと、様子を見ながら、水田活用直接支払い等を含めて、6月には今年の部分の運営方法をはっきりしたいと出したいとあったので、それを見ながら、これからも考えていかないと、まずは豊作を願って、天気が良い時に植えられるように、早めに総会を終えるようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより第35回飯豊町農業委員会総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、6番渡部晃子委員、8番遠藤智行委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが異議ございませんか。

委 員

全員異議なし。

議 長

異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは、日程第3報告第94号「非農地証明交付申請の報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

鈴木主事補

それでは報告第94号非農地証明交付申請の報告について報告致します。

1 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	小白川字契約壇 3832-3 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 2 筆畑 1 筆で 1,396 m ²	

非農地証明交付申請の届出がありましたので報告いたします。詳細な場所については位置図、案内図を添付しておりますのでご覧ください。非農地となった時期および事由ですが、田は平成5年頃、畑は昭和52年頃から通路、林としてしており、現地確認の結果、現状は農地としての機能は失われていると判断した。別紙にありますように非農地証明事務取扱要領に基づき、5月18日、安部会長、二瓶委員、舟山委員の農業委員3名と事務局鈴木で現地確認を行いました。以上、報告致します。

議長 報告ですので、ご了承ください。それでは、日程第4報告第95号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部主事 それでは報告第94号農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告致します。

1 番	届 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	被相続人		〇〇〇 (持分6分の1)
	申 請 地	黒沢字岡 4140 はじめ6筆	
	地目地積	田6筆で740 m ²	
2 番	届 出 者	米沢市万世町桑山 4164 番地	〇〇〇
	被相続人		〇〇〇
	申 請 地	宇津沢字新田 295-1 はじめ6筆	
	地目地積	田5筆畑1筆で7,629 m ²	

1番は令和8年4月10日相続によるものであつせんの希望はありません。2番は令和7年3月12日相続によるものであつせんの希望はありません。以上、報告致します。

議長 報告ですので、ご了承ください。それでは日程第5報告第96号「農地法第18条の規定による報告」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部主事 農地法第18条の規定による報告について説明を致します。

1 番	貸 付 人	〇〇〇	〇〇〇
	借 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	添川字中洞二 6520	
	地目地積	田1筆で300 m ²	
2 番	貸 付 人	〇〇〇	〇〇〇

	借 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	小白川字契約壇 3832-3 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,143 m ²	
	貸 付 人	〇〇〇	〇〇〇
3 番	借 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	小白川字契約壇 3832-3 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,143 m ²	

以上 3 件につきまして報告致します。

議 長 報告ですので、ご了承ください。続きまして、日程第 6 報告第 9 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取り下げについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

孫田主査 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取り下げについて説明いたします

1 番	譲 渡 人	〇〇〇	〇〇〇
	譲 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	黒沢字平田 4072-1	
	地目地積	田 1 筆で 225 m ²	

令和 4 年 7 月 25 日付けで農業委員会の許可、令和 4 年 8 月 4 日付けで県の許可を受けた案件ですが、許可後、間もなく令和 4 年 8 月豪雨により当該農地が被災しまして、工事が中断してしまったための取り消し願ひとなりました。こちらの場所についてですが、山形県が施行するため池工事の仮設現場事務所をする予定でした。転用後の工事進捗状況を定期的に提出する必要がありますが、ずっと出ていなかったために、県の方から進捗状況の提出を求められいたところでありまして、今回、〇〇〇の方に状況をお聞きしたところ、すぐ被災してしまい、工事は出来ないの、取り消し願ひを提出でたところでありまして。以上、報告いたします。

議 長 報告ですので、ご了承ください。続きまして、日程第 7 議案第 1 1 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対するついで」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

孫田主査 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対するついでについて説明いたします

1 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	耕 作 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字中洞二 6520	
	地目地積	田 1 筆で 300 m ²	
2 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	耕 作 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字近内川原 1410-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 1 筆、畑 2 筆で 500 m ²	

孫田主査

申請地は飯豊町役場から南東に約 2.4 k m に位置する農地であります。申請地については、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地に区分されます。続いて、転用事由について説明させていただきます。土地利用計画図については別紙に記載しています。一般住宅建築でございます。工事着手は許可後で、令和 8 年 12 月頃までに工事を完了する予定です。

補足説明を行います。事業費は建築物合計で 3,926 万円です。資金計画につきましては、自己資金と借入金で賄う予定であり、残高証明、融資証明にて確認しております。取水は上水道、汚水は公共下水道となっておりますが、農業集落排水です。雨水は地下浸透です。土地改良区との関係ですが、今回の申請箇所については土地改良事業施行地であります。土地改良区からの意見書を頂いており、問題ないことを確認しております。今回の土地は進入路して町道にかかる部分があるため、道路管理者である町から承認を得ております。被害防除計画について説明させていただきます。今回の土地は造成の必要があり、盛土についても実施する予定であります。盛土規制法に関して、盛土の高さについては 0.6 m でありますので、規制法には該当しません。法面については擁壁の設置を行います。近隣農地への影響については、建物の高さを加減することで影響がないよう配慮します。農業用排水、施設、農道、ため池等に及ぶ影響はございません。申請箇所につきましては令和 8 年 5 月 15 日に遠藤智行委員と現地確認を行っております。

続きまして、2 番の案件について説明させていただきます。申請地は飯豊町役場から南東に約 1.7 k m に位置する農地であります。申請については、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地に区分されます。続いて、転用事由について説明させていただきます。転用事由は、一般住宅建築でございます。工事着手は、許可後で、令和 8 年 10 月頃までに工事を完了する予定です。補足説明を行います。事業費は建築物他合計で 4,500 万円です。資金計画につきましては、すべて借入金で賄う予定であり、融資証明にて確認しております。取水は上水道、汚水は農業集落排水、雨水は地下浸透です。土地改良区との関係性ですが、今回の申請箇所については地区外です。その他、協議事項などはありません。続いて、被害防除計画について説明いたします。今回の土地は造成の必要があり、盛土についても実施する予定でございますが、盛土規制法に関して、盛土の高さについては 0.8 m になっているため、規制法には該当いたしません。法面については土留

めにより保護を行います。近傍農地への影響については、建物の高さを加減することで影響がないよう配慮します。農業用排水、施設、農道、ため池等に及ぼす影響はございません。令和8年5月15日に遠藤智行委員と現場確認を行っております。以上、ご説明させていただきました。よろしくご審議下さいますようお願い申し上げます。

議 長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査ならび補足説明をお願い致します。8番遠藤智行委員

遠藤委員 1番の案件ですが、〇〇〇の土地に、〇〇〇が家を建てるということで、道路際の土地に住宅を建てるということで、一角でありますので、何ら問題ないと思われます。
2番の案件ですが、生産性の高い土地ではないので、大した問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。承認することに決定いたしました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第35回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

（午前9時55分会宣した。）

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和8年5月25日

議 長

安部 数幸

署名委員（6番）

渡部 晃子

署名委員（8番）

遠藤 智行